

〈共同研究〉

「ポストフォードイズムと社会法理論—ディーセントワークのための労働市場規制に向けて—」

生活賃金論議の社会的意味と示唆点

— どのような賃金が必要なのか

金 鍾珍*

脇田 滋（日本語訳）

I. はじめに

全世界的に生活賃金に対する関心が高い。インターネット グーグル (google) 検索結果 'living wage (生活賃金)' 関連内容が約1,400万を越える。'minimum wage (最低賃金)' が3,700万程度であることを考慮すれば、それだけ関心が高いということである。ところで、なぜ生活賃金なのか。国際労働機関やヨーロッパ連合で低賃金解消政策として法定最低賃金制度を紹介しているにも関わらず、生活賃金が社会的論争になる理由は何だろうか。

過去、学術的次元で生活賃金が間接的に紹介されたことはあるが、政府（中央・地方）の賃金政策として生活賃金が議論されたり、制度化されたわけではない。だが、最近いくつかの地方自治体を中心に、条例や政策で生活賃金が制度化されて、韓国でも社会的関心が高まった。とくに、アメリカと英国で施行されている生活賃金制度は、類似の市場経済と労使関係を形成している私たちにさらに多く関心を引きくほかはない。

事実、労働者たちの人間らしい生活が可能な水準として生活賃金は普通名詞であった。ところで、生活賃金が制度化されて固有名詞化された。アメリカと英国は、生活賃金を「労働者が自身の扶養家族のために基本的な欲求を含む最小限の必要な賃金」であり、「適正な水準の保温と住居、健康

でおいしい献立、社会統合、所得者と扶養家族が慢性的ストレスを避けられるようにする水準の賃金」と定義している。これまでの生活賃金研究と議論内容を総合すれば、次の通り、大きく三種類の問題意識が提起されている。

第一に、生活賃金の根本的な目標は何か？ 果たして人間の尊厳性を保障する、すなわち普遍の人権を享有できる基本的欲求を保障する程度の「適切な水準の生活賃金 (decent living wage)」として可能なのか？ でなければ、最低賃金とどのような差異点があるのか？

二番目に、生活賃金の適用対象は誰であり、設定方法はどのように可能になるか？ 具体的に、基本的な欲求は何で、生活の必須要素と基準は何であり、その内容が文化的慣習的な内容まで包括できるのか否かである。さらに個人的な貯蓄が占める比重をどの程度割り当てるのかという問題も残っている。

三番目、生活賃金は地域社会の安定と貧困、そして低賃金解消に寄与したのか？ また、実質的に全般的な労働者の雇用の質（賃金）を向上させたのか？ 例えば、公共部門直接雇用従事者だけでなく、契約業者および協力業者 (third party suppliers)、政府補助企業従事者、そして地域社会の民間部門まで包括することができるのか？

このように、生活賃金に関連した争点と問題点が多いにも関わらず、この20年間余、市民団体と労働団体が一緒になって、社会運動的性格で提起した生活賃金が、条例と政策に反映された成果は

* 韓国労働社会研究所 研究委員

過小評価できない。したがって、この論文は、生活賃金導入と議論の背景、進行過程および争点、そして今後の課題を中心に調べてみた。

Ⅱ. なぜ生活賃金だったか？ 議論の背景と進行過程

現在の生活賃金議論は、1994年アメリカ、メリーランド州、ボルティモア市で地域内の多様な市民団体と宗教団体などを運営するボルティモリアン（BUILD）というコミュニティ連合団体が、公務員労組（ASCME）と連帯して運動する形態として始まった¹⁾。ボルティモア市の生活賃金運動が、条例施行（1995.7）で制度化されて、アメリカではミルウォーキー、ボストン、ロサンゼルス、シアトル、ニューヨーク市、ジャージーシティ、ポートランドなどに広がり、わずか5年の2000年までに22の地域に拡大した（Adams and Neumark, 2005:32）。アメリカ生活賃金運動は、連邦と州の最低賃金引き上げが企業の反対で失敗に終わって、新しい戦略を模索する過程で、最低賃金とは違った新しい代案として「生活賃金」という用語を使用したものである。現在は、生活賃金計算機（Living Wage Calculator）というインターネット サイトを通じて、各地域別の生活賃金状況と数値を共有できるようにしている。

英国の生活賃金議論は、2001年、ロンドンで活動する市民、宗教、移住、労働団体などが参加するロンドンシチズン（London Citizen）という連合団体が、アメリカ発のボルティモリアンと姉妹団体になって本格化し、バーミンガム、ニューカッスル、カーディフのような地域でも生活賃金を策定している。

2005年からロンドン市は、生活賃金を公式に設定して市傘下機構（GLA）で発表している。2011年からは、ロンドン所在中央政府機構にも生活賃金を導入するように中央政府に要求している²⁾。ロンドンは、生活賃金政策支持のためにロンドンシチズンが設立した生活賃金財団（LWF、2011.5）と利害当事者が参加した委員会（LWC）を通じて、諮問会議も開催して、生活賃金企業認証制、生活賃金週間指定活動など相対的に生活賃

金運動が活性化している。

アメリカと英国以外に、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどでも生活賃金が議論・導入され、最近では、日本と韓国でも生活賃金が本格的に議論されている³⁾。もちろん、各国別に生活賃金制度の差異はあるが、制度施行は、地域社会内の市民社会団体の要求と労働団体の参加で始まって、漸次、公共部門の賃金政策として施行されている。とくに、地方政府（州、市）の首長選挙に合わせて提案され、条例と政策（行政命令）で生活賃金が制度化されているのが趨勢である。もちろん、アメリカ生活賃金運動が成功したところでは、他の地域に拡散するための努力が試みられたが、地方政府と議会などの拒否で失敗に終わった所もある。

このように、生活賃金は、政府政策主導で施行されたものではなく、各国別に該当地域の市民社会団体と労働団体を中心となって運動次元で行われた。生活賃金が初めて始まったアメリカや英国を見れば、1990年代中後半から本格化した、その歴史的背景は、19世紀後半に遡る。産業化初期、低賃金と搾取労働が深刻な社会問題で登場し、生活賃金は、労働者の人間的尊厳を守ることができる方法の一つとして提示された。英国は、1870年代、鉱山労働者の労働条件向上のための過程で表面化し、アメリカは1886年アメリカ労働総連盟（AFL）設立時期から、生活賃金を強調した（Swarts and Vasi, 2011; Wills and Linneker, 2012）。

その後、生活賃金運動は、最低賃金運動を胎動させ、以後、二つの運動は一定の距離をおいた状態で関連し、これは、1912年から制定された米国の各州格別最低賃金法に影響を及ぼした。だが、最低賃金法は、アメリカの労働者たちの意図とは違い、労働者の権利として生活賃金を満たすには不十分だった。したがって1920年代を過ぎて、最低賃金と生活賃金の関係は弱まって、最低賃金運動は生活賃金でなく公正賃金の概念を中心に展開し、生活賃金はこれ以上、効果的な議論として作用することができなかった（キム・ジンヒ、2014）。韓国も、初期労働団体を中心に生活賃金に対する要求と声が高まったが、最低賃金法が制

定された1990年代以後からは、生活賃金よりは最低賃金が主な賃金制度と認識された⁴⁾。

このように、19世紀生活賃金が20世紀と21世紀を過ぎて再び新しく浮び上がったのは、1980年代初期の経済的変化から始まった。英国とアメリカは、1960年代から1970年代後半まで、最低賃金水準が消費者物価水準を超え、3人家族が基礎的な生活（貧困線以上）を維持できる水準だった。だが、各国の最低賃金上昇が物価上昇水準に達し得ない「勤労貧困階層」（ワーキング プア working poor）が増加した。韓国もまた、IMF 経済危機を経験して、不安定低賃金の職場が増加して賃金不平等が固定化した。

とくに各国別に中央政府の地方政府に対する財政支援が持続的に減って、民営化とアウトソーシング、整理解雇など多様なリストラと費用削減プログラムが地方政府で試みられた。その結果、地方政府内の多様な分野で、低賃金不安定労働者が活用された。その上、この時期、英国とアメリカの新自由主義政策による福祉制度縮小は、勤労所得以外の多様な社会経済的支援を遮断する結果を招いて、勤労貧困層増加につながった（Wills and Linneker, 2012）。

結局、今日生活賃金運動は「どんな賃金が必要なのか?」に対する社会的論争であり、生活賃金は、市場中心の賃金制度に対する批判だけでなく、最低賃金制度の不充分性に対する問題提起である。アメリカと英国などの国で生活賃金運動が政府が保障する適正水準の賃金に対する議論に発展し、市民団体と労働団体が中心となった運動に発展した。その過程で、地域社会の多様な利害当事者が結合して、最低賃金が適切な生活水準の保障という本来の機能を遂行できなくなるとすぐに、これに代えるための目的で提起されたと思われる（Tilly, 2004; キム・ジンヒ, 2014）。

もちろん、生活賃金の目的は、最低賃金同様の低賃金労働者の賃金水準を向上させ、貧困を減少させるものである。しかし、低い最低賃金では低賃金労働者たちが人間らしい生活を営みにくいという問題認識を基に、低賃金労働者たちに最低賃金以上の給与、すなわち労働者の人間らしい生活が可能な水準の賃金を支給させることが生活賃金

制度の核心である。

Ⅲ. 生活賃金の社会的形成と特徴そして争点

それなら、アメリカ、英国、韓国など生活賃金を導入した国々の共通した特徴は何で、制度化過程の一般的な要因は何だろうか。実際に、生活賃金運動がすべて成功的ではないという点で、多様な利害当事者（自治体首長、議会、公務員、使用者、市民、労働者）の同意と抵抗の形態も調べる必要がある。とくに、生活賃金制度を施行している数カ国の事例を見れば、各国別に状況と脈絡により差があるが次のようないくつかの共通点を持っている。

第一に、生活賃金は、運動次元から始まって公共政策としての制度化性格を持ち、制限的であっても他の地域に広がる傾向を示している。二番目、生活賃金は、賃金水準を国家（中央あるいは連邦政府）が決めた最低賃金水準より高い水準に設定して、世帯所得が中央政府の貧困線水準に到達できるようにする。三番目、生活賃金制度は、運動の成功のために制度施行の「否定性」より「肯定性」が強調され、適用対象が地域内公共部門事業場従事者や準公的性格（大学、病院など）に限定され、多少制限的である。四番目、生活賃金制度は、概して執行とモニタリングのための多様な機構（財団、委員会、機構、会議体制）が地域社会の公共ガバナンス形態で形成運営されている。

まず、各国家や地域別に生活賃金が導入された所では、その他の地域や近隣地域に生活賃金が広がる傾向性を見せている。これは、生活賃金運動団体が戦略的に成功モデルと事例を他地域に拡大する計画のためである。これは、選挙に影響を受けるほかはない団体首長と議員が地域社会の要求（voice）を受け入れざるを得ない現実が反映されたのである。もちろん、生活賃金運動は、初期に他地域に急速な拡大現象を見せて、一定期間が過ぎた後、多少停滞の現状を示している。

事実、アメリカ（ボルティモア）や英国（ロンドン）、韓国（ソウル）の生活賃金議論は、市民社会団体がイニシアチブを持って推進した運動的

表 1 主な国別生活賃金制度化および類型比較

	指標	アメリカ	英国	韓国
制度運動性格	制度化	条例あるいは行政命令 生活賃金機構構成	行政命令 生活賃金財団構成	条例あるいは行政命令 生活賃金委員会
	適用対象	公共直接雇用（○）	公共直接雇用（○）	公共直接雇用（○）
		公共契約および補助企業（○）	公共契約および補助企業（○）	公共契約および補助企業（△）
		純粋民間企業（×）	純粋民間企業（○）	純粋民間企業（×）
	運動主体	労働運動と市民運動結合 → 公共政策→ 市民社会 & 公共ガバナンス	労働運動と市民運動結合 → 公共政策→ 市民社会 & 公共ガバナンス	労働運動と市民運動結合 → 公共政策主導
生活賃金設定	賃金水準	地域別多様 （最低賃金と 3 ドル差）	ロンドン、ロンドン以外の地域 （最低賃金と 2 ポンド差）	地域別多様 （最低賃金と 1 千ウォン差）
	算定基準	支出生活費用考慮 世帯員数考慮	支出生活費用所得考慮 世帯員数考慮	都市物価反映
	世帯員数	多様な世帯	多様な世帯	（実質的） 1 人労働者

注：各国別、地域別生活賃金は「賃金設定方法」（最低賃金→貧困線→生活賃金）と生活賃金「測定構成項目」（食料品、保育、医療、住居、交通、その他）を通じて議論時点別政治の状況と流れを反映している。

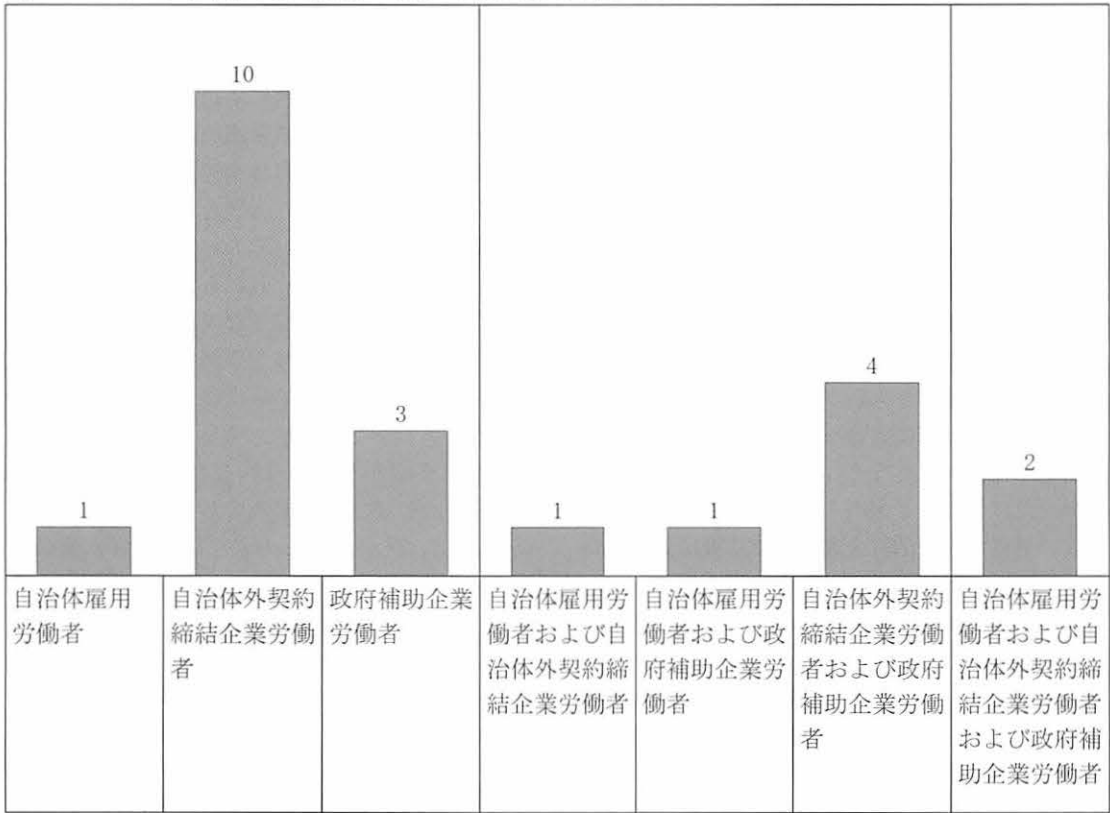
性格が強かった。生活賃金運動は地域社会の貧困と職場、そして経済的次元に一次的な関心を持っていた。だから生活賃金適用対象も、地方政府の直接雇用従事者だけでなく、契約および調達そして補助企業まで拡大しなければならないという要求が高かった。だが、各地方政府は生活賃金導入をめぐる増加する財政（必要予算、税金負担）、既存法律との衝突、民間市場侵害（法制度、公共調達契約、自律的労働市場侵害など）問題のような導入の否定的要因を提起した。

実際に、各国家や地域で生活賃金議論の初期に遅滞するか、失敗したところは、このような理由のためである。生活賃金が制度化されることができないのは、概して二種類の形態に区分される。その一つは、議会の議論以前に挫折した場合（上位関連法との衝突、団体首長拒否）であり、他の一つは、議会の公式的な議論過程で挫折した場合（棄却、市長拒否、法案撤回・破棄、否決など）に類型化される⁵⁾。このような理由で、生活賃金議論の初期には、適用対象を地方政府と契約を結んでいる所に制限した。

しかし、以後生活賃金を導入した都市では、適用対象ももう少し多様な形態を示している。実際に、図 1 でも知ることが出来るように、アメリカで生活賃金導入の初期 5 年間 22 の地域事例を見れば、生活賃金適用対象は、△地方政府が雇用した労働者、△地方政府と契約を結んでいる企業労働者、△政府から税金減免および優待や企業補助を受けている企業労働者など、三種類の形態のうち地方政府と契約した労働者にだけ適用したところが全体の半分ほどになる。地方政府が生活賃金を間接的なすべての労働者に適用したところは、全体の 10 分の 1 水準である 2 ヶ所に過ぎなかった。アメリカや英国の生活賃金運動事例を見れば、概して地域内大学と病院などで生活賃金運動が拡大した。

結局、生活賃金制度化問題をめぐる争点は「資源」（財政と賃金水準）と「市場」（公共から民間領域への拡大）という核心要因をどのように解決するのか否かである。したがって、生活賃金運動団体は、地方政府と契約を結んでいる企業や政府の補助金を受ける企業に制限的に適用される「生

図1 アメリカ生活賃金導入初期5年間の適用対象と範囲（1995.7～2000.9）



注：生活賃金適用対象の拡張性が高いところはカリフォルニアのサンホセ（San Jose）、オハイオのトレド（Toledo）であるが、これらは地方政府と契約を結んでいる企業労働者、政府から企業補助を受けている企業労働者、地方政府が雇用した労働者皆に生活賃金を適用するように条例で規定した。2001年以後、アメリカのクリーブランド（Cleveland）、ロチェスター（Rochester）等でも生活賃金適用対象が広がったところがある。生活賃金条例導入初期（1995～2000年）該当地域の近隣地域に生活賃金制が導入されたところは、9ヶ所で導入しないところは13ヶ所である。

資料：Adams and Neumark（2005:32）を再構成。

活賃金」戦略を通じて、制度導入に反対する利害関係者の数を減らし、運動の成功の可能性を高める方法を選択した。当初の目標のとおり、特定労働者集団の賃金を引き上げた後、再び全体的な低所得労働者の賃金水準を上昇させる戦略的選択をしたのである。

韓国もまた、生活賃金が制度化されたところ等を見れば生活賃金適用対象と金額をめぐるその限界と問題点が提起された。例えば、地方自治体間接雇用非正規職を直接雇用に切り替えないところで生活賃金だけを意図的に導入したところが大部分である。また、ほとんどの生活賃金適用対象に間接雇用非正規職や民間委託、調達、政府補助

事業体が含まれなかった。もちろん生活賃金水準自体も各地方自治体が言うような“低賃金労働者たちが住居費、教育費、文化費などを考慮して最小限の人間らしい人生を維持できる水準の賃金”とは隔たりがある。

一方、生活賃金制度化過程で反対者などは生活賃金導入でむしろ公共と民間の賃金格差が発生するか、市場自律的賃金決定に否定的環境が造成されて、賃金の上昇により地方政府の税金負担を高め、むしろ低賃金労働者の絶対量自体が減って雇用（失業）に否定的な影響を及ぼすという理由をあげる。また、サービス提供人材の減少で公共公部門のサービス縮小と連結して、市民の不便さが

加重されると主張する。だが、生活賃金の主張・支持者は生活賃金が地方政府予算全体のうちで大きな規模でもなく、むしろ賃金の上昇で離職減少と職務満足などに影響を及ぼして中長期的には肯定的側面がより大きいと強調する。

生活賃金を導入した都市と、導入しなかった都市、生活賃金条例が通過したところと、通過できないところ、生活賃金を適用される労働者と、適用されない労働者に対する比較研究結果を見れば、肯定的要因効果がずっと多いという結果がある。例えば、生活賃金を適用される所の労働者たちは賃金の上昇で離職や欠勤が減り、該当地域低賃金労働者の雇用水準に大差なく失業のような否定的な影響を及ぼすことなく、貧困率で相当な肯定的効果を及ぼしたことが明らかになっている⁶⁾。

この過程で、生活賃金運動が成功裡に無事に到着した所の特徴は、多様な利害当事者グループが共有する利害関係と合致したことである。実際、生活賃金は、△地域社会職場と経済、貧困、不平等（地域団体）、△倫理的目的と価値実現（宗教団体）、△公共部門職場と組織化問題（労働団体）という多様な問題が一つの議題に結びつけることを可能とした。

IV. 結び：生活賃金拡張の可能性と課題

現在の生活賃金議論が活発に展開している所は、賃金不平等が深刻な英米式自由市場経済（LMEs）国家であって、労組組織率が高くて社会的安全網がよく形成されたヨーロッパ式に調整された市場経済（CMEs）国家ではない。英米式の国々で、生活賃金が議論される理由は、それだけ国家と社会、そして企業次元の力の均衡が資本中心に移動して、賃金不平等が加速化し、最低賃金制度の実効性に疑問を生むようになったと見なければならぬ。

今では、生活賃金は「その社会でどんな賃金が必要なのか？」という根本的な問いを投げかけているのである。生活賃金は、価格として市場に委ねた賃金でなく、地域社会の実行当事者の参加と議論の中で、人間らしい生活の実現が可能な賃金を指向することである。結局、生活賃金は、市場

決定的賃金制度の社会的再構成であり、労働政策の新しい代案の一つに浮び上がっているのである。

しかし、生活賃金は必ずその社会の貧困と低賃金解消政策として成功裡に帰結したのではない。各国別、地域別に生活賃金議論過程を見れば、ある所は議論過程で導入自体が挫折した所もあり、すでに導入された所も、労働者たちの要求と内容に合致できない水準で、その対象と幅が制限的に実現された所もある。それにもかかわらず、生活賃金は、賃金不平等が深刻な国家と地域で最低賃金の補完的性格で有意義な事例であると思われる。

もちろん、いくつかの争点は残る。概して、生活賃金が人間らしい生活、すなわち安定した生活のために必要だと認められる水準（just pay）はどの程度か？そして、まあまあ良い賃金（decent wage）は、誰が決めるのか？また、成人世帯員のうち何人が労働市場に参加する労働市場であり、世帯内扶養児童があると、必ず仮定するべきか？などの争点が議論初期から現在まで残っている質問である⁷⁾。これは、アメリカと英国で生活賃金議論が賃金政策として位置を確立することが出来なかった理由の一つである。

したがって、生活賃金の主張・支持者は、生活賃金の定義と基準をもう少し精巧化し、客観化する過程が必要である。それとともに、生活賃金水準をより高めて健康保険、有給休暇、そして地域社会の雇用問題の内容を追加する一層の努力をする必要がある。例えば、地方政府の公共支出が良い働き口創出と雇用の質向上に寄与できるようにすることが必要である。アメリカより遅く出発した英国で、721の雇い主（1000以上の事業体）が、生活賃金に参加したことはもちろん、大学と病院そしてグーグルやネスル、HSBCのような民間企業にまで拡大しているのは制度の「拡張性」から見るとき、有意義な示唆点を示している。

1948年の世界人権宣言の項目に「生活をするのできる公正で有利な報酬を受ける権利」が明示されている。だが、生活賃金議論は、労働の価値を考慮した賃金でなく、最低賃金で仕事をさせる現実に対する問題提起として新しく浮上したのである。果たして、生活賃金がわが国社会で「普遍の人権を享有できる程度の適正な賃金」と最低

賃金引き上げ効果を堅持して、一方では、人間の尊厳性を保障する社会制度と位置づけられるか見守らなければならない問題である。

注

- 1) アメリカとボルティモア市の生活賃金関連の主な内容は該当サイトを参照。http://livingwage.mit.edu, http://www.dllr.maryland.gov/labor/prev/livingwage.shtml
- 2) 英国の生活賃金関連の主な内容は、該当サイトを参照すること。http://www.livingwage.org.uk, http://www.london.gov.uk/mayor/economic_unit/workstreams/living-wage.jsp
- 3) 韓国の生活賃金も、市民団体と労働団体が積極的に地方政府公共政策の一つとして運動を拡散している。ただし、アメリカや英国と違って韓国は、生活賃金運動に宗教団体が参加しないという特徴があり、一部は利害当事者の参加と議論過程なしに団体首長の実績の一手段として活用される所もある。
- 4) 過去、韓国労総の発足初期の綱領（1962）には「労働者の基本権利を守護して、生活水準の向上を期する」（2項）と明示されていたが、2015年綱領では「完全雇用と生活賃金の確保、労働時間の短縮を持続的に推進する」（3項）と明示されている。一方、民主労総綱領（1995～2015）には「生活賃金確保、雇用安定保障、労働時間短縮など労働条件を改善して」（5項）と明示されていて、全労協追求目標方向宣言文（1990.1.13）でも「労働者の生活維持のための生活賃金確保、休息と文化生活のための労働時間短縮」（1項）が明示されていた。
- 5) 初期生活賃金議論過程を見れば、アメリカは議会の議論以前に上位法衝突（憲法、州法）で挫折した事例（3ヶ所）より、議会の公式議論過程で挫折した事例（18ヶ所：議会棄却および否決、投票優先権確保失敗、市長の拒否権行使、法撤回・破棄・廃止など）がより多かった（Adams and Neumark, 2005: 33）。反面、韓国は初期、上位法衝突（契約調達法、地方自治法、地方財政法）問題と団体首長の権限侵害で初期挫折した後、受容された事例（京畿道、京畿富川）と初期から団体首長の拒否意志で議論が挫折した事例（ソウル25の自治区のうち江南、瑞草、松坡、中区、広津、中浪、永登浦）に区分される（金鍾珍, 2014:23）。
- 6) 生活賃金導入以後の効果性に関する研究は、Adams and Neumark (2005), Fairris (2005), Lester (2011) を参照。生活賃金適用受ける企業の利潤幅（profit margin）は、生産費用の10～20%に達すると推定されるが、生活賃金条例による賃金増加は、生産費用全体の2%程度の推定結果（EPI, 2000）もある。韓国（広域：ソウル、京畿、基礎：ソウル、城北、蘆原、富川）の適用対象だけの生活賃金所要費用は、年間1～4億ウォン程度と推定される（金鍾

珍, 2014）。

- 7) 各国別に生活賃金制度化過程の主な争点は「労働市場問題」（世帯内で働く人、児童数）と「生活賃金水準の設定方法」（絶対的測定方法：賃物量方式、反物量方式/経済指標活用方法：単位賃金計算方法、歴史的比較方法、相対的所得活用方法）である。

参考文献

- クォン・スンウォン、キム・ジン、パク・ヨンチョル、チョン・キョンウン（2013）,『生活賃金活性化および拡散戦略に関する研究』、韓国雇用労使関係学会/ソウル市、蘆原区・城北區。
- キム・ジンヒ（2014）,『アメリカ生活賃金論議再考察：人間的尊厳を保障する賃金は可能なのか?』、『米国学論集』、46（3）,韓国アメリカ学会、pp.53～74。
- 金鍾珍（2014）,『ソウル地域生活賃金導入論議と地方自治体労働政策検討』、『ソウル市生活賃金、このままで良いのか?』、参与連帯・民主労総ソウル本部、pp.13～23。
- イ・ジョンヒ（2012）,『英国の生活賃金と労働組合再活性化』、『国際労働ブリーフ』、韓国労働研究院、pp.54～63。
- チェブン他（2013）,『ソウル市生活賃金制導入および実行方案研究』、ソウル研究院。
- ファン・ソンジャ、イ・チョル（2008）,『生活賃金運動と労働組合』、韓国労総中央研究院。
- Adams, S. and D. Neumark (2005), "Living wage effects: New and improved evidence", *Economic Development Quarterly* 19 (1), pp.80～102.
- Ciscel, D. H. (2002), What is a Living Wage for Memphis?, 2002 Editions, Memphis, TN: The University of Memphis Center for Research on Women (CROW).
- EPI (2000), Living Wage Policy. Economic Policy Institute.
- Fairris, D (2005), "The impact of living wages on employers: A control group analysis of the Los Angeles ordinance", *Industrial Relations*, 44, pp. 84～105.
- GLA Economics (2009), An Independent Study of the Business Benefits of Implementing a Living Wage Policy in London, London: Greater London Authority.
- Greater London Authority (2013), A Fairer London: The 2013 Living Wage in London, London: GLA Economics Publications.
- Lester, T. (2011), "The impact of living wage laws on urban economic development patterns and the local business climate: Evidence from California cities", *Economic Development Quarterly* 25 (3), pp. 237～254.
- Mayor of London (2004), The London Plan: Spatial development strategy for Greater London, London:

Greater London Authority.

- Neumark, D. (2002), How Living Wage Laws Affect Low-wage Workers and Low-income Families, San Francisco, CA: Public Policy Institute of California.
- Pollin, Robert (2005), "Evaluating living-wage laws in the united States: Good intentions and economic reality in conflict?", Economic Development Quarterly 19.
- Shelburne, R. (1999), The History and Theory of the Living Wage Concept, U.S. Department of Labor: Washington, DC.
- Swarts, H. and I. Vasi (2011), "Which U.S. cities adopt living wage ordinances? Predictors of adoption of a new labor tactic, 1994-2006", Urban Affairs Review 47 (6), pp.743~774.
- Tilly, C. (2004), "Living Wage Laws in the United States: The Dynamics of a Growing Movement", in M. Kousis and C. Tilly (eds.), Economic and Political Contention in Comparative Perspective, Boulder: Paradigm, pp.43~60.
- Wills, J. and Brian Linneker (2012), The Costs and Benefits of the London Living Wage. London: Trust for London & Queen Mary University of London.

〔解説〕

日本では、非正規雇用が労働者全体の4割を占める(2015年)など、「雇用の質」が急速に劣悪化し、人間らしく働き、生活できない労働者が増加している。とくに、最低賃金は、生活保護基準にすら達しない水準であり、また、都道府県別に異なる最低賃金額には大きな地域格差がある。そこで日本でも、人間らしい生活ができる賃金をすべての労働者が受けるために、アメリカを参考にした「生活賃金(living wage)」運動が、近年、大きな広がりを見せている。そして、自治体が業務を委託する民間企業の労働者に「生活賃金」を保障することを求める「公契約条例」が、初めて、保守系首長の自治体である千葉県・野田市で、2009年9月30日、可決・成立した。2016年3月現在、(A)賃金条項のある公契約条例が16カ所、(B)要綱による公契約の運用が4カ所、(C)理念規定のみで、

賃金条項のない条例が10自治体、(D)条例では理念のみ規定するが、要綱のある自治体が2カ所であり、4種類、32自治体に拡大している[全建経連HP http://www.zenkenoren.org/news_page/jorei_03/]。さらに、京都市、札幌市など大都市でも公契約条例制定が議論されている。

労働者全体に生活賃金を波及させるために、現在の日本には、こうした公契約条例が必要であると考えられる。しかし、公契約条例で確保すべき賃金水準の算定方法等について様々な議論があり、まだ意見の一致はない。とくに、最低賃金との関連、労働政策をめぐる国と自治体の役割分担などの重要論点を含めて、学界でもほとんど議論されていない。

韓国では既に、全国243の地方自治体の中で59の広域・基礎自治団体が「生活賃金条例」を制定し、この中で51の地方自治体が実際に施行している(韓国非正規労働センター調査、2014年2月14日発表)。社研共同研究・矢野Gでは、2016年3月22日に、こうした韓国における生活賃金に関連してソウルの労働社会研究所(Korea Labour & Society Institute)を訪問し、研究委員の金鍾珍(김종진, Kim Jong-jin)氏から貴重な話を聞く機会を得た。同研究委員は、いくつかの自治体における生活賃金条例制定をめぐる調査報告書作成に携わり、現在も、ソウル市生活賃金委員会副委員長(2015.2~)として活躍されている。当日は、韓国における生活賃金制度導入をめぐる背景と動向、生活賃金の対象労働者、水準、算定方法、上位法との関連等について詳細なお話を聞くことができた。

本稿は、「生活賃金」問題研究の第一人者である同研究委員が、韓国労働研究院(KOREA LABOR INSTITUTE)の「月刊労働レビュー」(特集生活賃金)(2015年2月号、pp.5~15)に掲載された論文(생활임금 논의의 사회적 의미와 시사점: 어떤 임금이 필요한가의 물음)を著者の許可を得て日本語訳したものである。韓国における「生活賃金」問題を概観できる論文として日本でも多くの方の参考になれば幸いである。なお、原文は脚注形式であるが、本誌の形式に合わせて文末注に変えた。また、韓国調査には、科学研究費[基盤研究(B)(課題番号15H03295)「失業・半失業の常態化と労働者の生活保障」]の助成を受けた。本翻訳は、その成果の一つでもある。

(文責: 脇田 滋)